

吉備中央町立吉川小学校 いじめ問題対策基本方針

平成25年10月 策定 平成31年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

- ・児童は幼い頃から同じような人間関係の中で育ってきているため、児童同士の人間関係が固定化してしまっている。そのため、児童の中での役割や立ち位置が固定化してしまっている現状がある。その枠を取り去り、児童一人一人が自己有用感と責任感を持てるよう学校行事や日々の授業等充実させていく。
- ・児童のネット利用の実態は十分把握できていないが、携帯電話を所持している児童は見受けられない。
- ・些細なトラブルからいじめに発展しないように学級経営と積極的生徒指導の取組を充実させていく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
 - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- <重点となる取組>
- ・5月に「いじめについて考える週間」として、友達のいいところを見つける活動を通して思いやりの心を育む。
 - ・参観日に年1回は「いじめ防止・仲間作りに関する授業」を行い、児童や保護者と いじめについて考える機会を設ける。
 - ・学期に1回のアンケート及び教育相談を実施して、児童の実態把握に努める。

保護者・地域との連携

- <連携の内容>
- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
 - ・保護者は、いじめの未然防止、早期発見、解決に関わる。
 - ・学校便りや学級通信に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
 - ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
 - ・学校相談窓口を設け、保護者が気軽に相談しやすい体制を作る。
 - ・保護者対象の人権教育研修会を開催したり、インターネットや携帯電話、スマートフォン等の正しい使い方等についての啓発を行ったりして、家庭との連携を深める。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>
- ・必要に応じて委員会を開催する。
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。
- <構成メンバー>
- ・校外・・・教育委員会、弁護士、警察、PTA会長、スクールカウンセラー等
 - ・校内・・・全教職員

全 教 職 員

関係機関等との連携

- <連携機関名>
- ・町教育委員会・県教育委員会
- <連携の内容>
- ・ネットパトロールによる監視
- <学校側の窓口>
- ・教頭
- <連携機関名>
- ・吉備高原駐在所・岡山北警察署
- <連携の内容>
- ・非行防止教室の実施
 - ・定期的な情報交換
- <学校側の窓口>
- ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ①学級経営の充実
教育相談アンケートやHyper-QU検査結果を生かしたり、エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を実施したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ②人権教育の充実
少人数のよさを生かした縦割り班や異学年交流での仲間作りを中心にコミュニケーション能力、人間関係づくり力の育成に努める。
- ③道徳教育の充実
児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施し、未発達な考えや道徳的判断力の低さから起る「いじめ」を未然に防止し、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ④体験活動の充実
環境体験や自然体験、福祉体験等発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。また、地域連携、保小連携、小中連携等の交流活動を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にする。
- ⑤縦割り班活動の充実
日々の清掃活動や週1回行う元気っ子タイムでの異学年遊び等を実施する中で、協力したり強調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。
- ⑥情報モラル教育の実施
ネット上のいじめを防止するために、情報機器の便利性ととも情報発信する責任を自覚し適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を、全ての児童に位置付ける。

② 早期発見

- ①児童観察
休み時間や昼休み、放課後等の機会に児童の様子に目を配り、児童間の人間関係の把握を努める。また、気になる言動を察知した場合には、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- ②ノートや日記、連絡帳の活用
児童のノートや日記から交友関係や悩みを把握したり、連絡帳等を活用して保護者との連絡を密にしたりして、担任と児童、保護者との信頼関係を構築する。また、気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ③教育相談及びアンケートの実施
学期に1回の定期的な教育相談週間を設置し、児童の実態把握のためにアンケートを実施し、児童の実態に応じて教育相談を行い、児童が気軽に相談できる環境を作り教職員と児童との信頼関係を築く。
- ④家庭への啓発
学校相談窓口を設けるなど保護者が相談しやすい体制を作り、学校便りやPTA総会等で活用を促す。また、個人懇談等でいじめの有無や人間関係を確認しいじめの早期発見を図る。

③ いじめへの対処

- ①正確な実態把握
いじめの疑いが浮上した場合、速やかに管理職に報告し、当事者双方や周りの児童から個々に聴き取りを行い、事実確認を行う。
- ②指導体制、方針決定
いじめの事実が確認された場合はいじめ対策委員会を開催し、指導の方針を教職員全体で共通理解を図り、対応する教職員の役割分担をする。教育委員会や関係諸機関との連絡調整を行う。
- ③児童・保護者への指導・支援
 - ・いじめを受けた児童と保護者への支援・連携
いじめを受けた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所を確保し、児童に寄り添い心のケアを継続して行い心配や不安を取り除くようにする。家庭訪問や面談により複数の教職員で直接対応し、確実な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。指導の経過を報告したり、家庭での様子について情報交換したりして、支援や連絡を継続する。
 - ・いじめた児童の保護者との支援・連携
児童と保護者に複数の教職員で直接対応し、確認した事実に基づき、いじめであることを知らせ、当該児童の心情を伝える。行為の悪質性を理解し、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせ、健全な人間関係が育むことができるように指導を行う。
事実に対する保護者の理解や納得を促し、学校と保護者が連携して以後の対応が適切に行えるように保護者に協力を求め、解決を通して双方の児童のより良い成長を促したい教師の願いを伝える。指導の経過を報告したり、家庭での様子について保護者と情報を交換したりして、支援や連絡を継続する。
- ④指導の継続
 - ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。
 - ・いじめを積極的に認知し、100%の解消を目指し、徹底して解消に取り組む。
- ⑤いじめの「解消」の定義…いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ⑥特に配慮が必要な児童への対応
 - ・発達障害を含む障害のある児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童、性同一障害、東日本大震災により被災した児童等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。